

参加意思確認公募手続実施理由書

案件名：淀川右岸流域下水道 高槻水みらいセンター 8 号外雨水ポンプ電気設備更新工事

本工事は、高槻水みらいセンター 8 号、9 号および 10 号雨水ポンプのディーゼルエンジン等の更新を行うとともに、既設ポンプを流用し排水能力の増強を図ることに伴う、電気設備の更新工事であり、既設電気設備（運転操作設備、監視制御設備）の更新及び機能増設を行うものである。

本水みらいセンターにおける監視制御設備等の既設システムは、システム構成や各機器とのインターフェイス、データ伝送に伴う信号処理方法などに関して、製作会社が独自に開発設計した制御技術、信号処理技術が採用され、要求性能を満足するように製作されている。これらのことから機能増設を実施する際には、各機器とのインターフェイス等の非常に高いレベルのシステム設計及び装置の製作能力が要求される。更に設置後は、既設設備を含めたシステム全体の機能動作確認を行う必要がある。

したがって、本工事を施工するにあたっては、当該システムの設計、製作において、その機能、構造に精通していることが必要な上、当該システムの詳細な設計資料及び専門知識など特別な能力が必要である。

以上のことから、本工事を施工できるのは当該システムの設計、製作、据付を実施した株式会社東芝より事業承継されている東芝インフラシステムズ株式会社が唯一施工可能な業者であると考えているが、同社以外に本工事を施工可能な業者がいないかを確認するため、参加意思確認公募手続を実施したい。

また、同社関西支社から徴取した見積もりが予定価格内であり、且つ参加意思確認公募手続を実施し、応募要件を満たす参加希望者（施工可能な業者）がいない場合にあっては、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、同社関西支社と随意契約を締結したい。